

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年9月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第35号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第10条」に、「第7条～第10条」を「第11条～第14条」に、「第11条～第13条」を「第15条～第17条」に、「第14条～第24条」を「第18条～第28条」に、「第25条～第28条」を「第29条～第32条」に、「第29条・第30条」を「第33条・第34条」に、「第31条」を「第35条」に、「第32条～第35条」を「第36条～第39条」に、「第36条～第38条」を「第40条～第42条」に、「第39条～第42条」を「第43条～第46条」に改める。

第2条から第4条までを次のように改める。

(共同住宅等の新築等をする場合の届出)

第2条 条例第16条第2項の規定による届出は、共同住宅等（同条第1項に規定する共同住宅等をいう。以下同じ。）を新築しようとする場合にあっては入居者が当該共同住宅等に入居するまでに、既存の共同住宅等の所有者の委託を受けて当該共同住宅等を新たに管理しようとする場合にあっては受託後速やかに、共同住宅等分別周知等届（第1号様式）により行わなければならない。

2 前項の届出は、条例第16条第1項の規定により周知しようとする内容を明らかにする図書を添えて行わなければならない。

3 条例第16条第3項の規定による届出は、同条第2項の規定により届け出た事項の変更後速やかに、共同住宅等分別周知等変更届（第2号様式）により行わなければならない。

(報告書等の作成及び提出に係る建築物の面積の基準等)

第3条 条例第17条第1項に規定する別に定める面積は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる面積とする。

(1) 全ての店舗その他の事業の用に供する建築物（本市の区域内に存するものに限る。

次号において「店舗等」という。）の床面積の合計 3,000平方メートル

(2) 1の店舗等の床面積の合計 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる面積

ア 条例第11条第1項に規定する物品小売業者及び条例第12条第1項に規定する飲食店業者 500平方メートル

イ 条例第14条第1項に規定する旅館業者等 1,000平方メートル

2 条例第17条第1項の規定による報告書及び計画の作成並びに提出は、毎年6月30日までに、報告書兼計画書（第3号様式）により、報告書にあつては前年の4月1日からその年の3月31日まで、計画にあつてはその年の4月1日から翌年の3月31日までの期間について行わなければならない。

（事業用大規模建築物）

第4条 条例第20条に規定する別に定める面積は、1,000平方メートルとする。

第6条の3を削る。

第42条を第46条とする。

第41条中「第38条第2項」を「第40条第2項」に、「証明書は」を「身分を示す証明書の様式は」に、「身分証明書（第29号様式）」を「第34号様式」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第57条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、第35号様式とする。

第41条を第45条とする。

第40条の見出し及び同条中「許可書等」を「許可証等」に改め、同条を第44条とする。

第39条の見出し中「許可書等」を「許可証等」に改め、同条第1項中「第11条」を「第15条」に、「第29条」を「第33条」に、「第25条」を「第29条」に、「一般廃棄物処理業許可書」を「一般廃棄物処理業許可証」に、「一般廃棄物処理施設設置許可書」を「一般廃棄物処理施設設置許可証」に、「再生利用業指定書」を「再生利用業指定証」に、「浄化槽清掃業許可書」を「浄化槽清掃業許可証」に、「許可書等」を「許可証等」に、「許可書等再交付申請書（第28号様式）」を「許可証等再交付申請証（第33号様式）」に改め、同条第2項中「許可書等」を「許可証等」に、「当該許可書等」を「当該許可証等」に改め、同条第3項中「許可書等」を「許可証等」に改め、同条を第43条とする。

第38条本文中「第36条」を「第55条」に改め、第10章中同条を第42条とする。

第37条本文中「第7条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第41条とする。

第36条第4項中「ちょう付しなければ」を「貼付しなければ」に改め、同条を第40条とする。

第9章中第35条を第39条とし、第32条から第34条までを4条ずつ繰り下げる。

第31条各号列記以外の部分中「第26条」を「第45条」に改め、同条第2号中「第25条」を「第44条」に改め、同条第3号中「第27条」を「第46条」に改め、第8章中同条を第35条とする。

第30条第1項中「変更の」及び「をしようとする者」を削り、「第26号様式」を「第31号様式」に、「浄化槽清掃業許可書」を「浄化槽清掃業許可証」に、「当該浄化槽清掃業許可書」を「当該浄化槽清掃業許可証」に、「提出しなければ」を「提出することにより行わなければ」に改め、同条第2項中「浄化槽清掃業許可書」を「浄化槽清掃業許可証」に改め、同条第3項中「をしようとする者」を削り、「第27号様式」を「第32号様式」に、「浄化槽清掃業許可書」を「浄化槽清掃業許可証」に、「提出しなければ」を「提出することにより行わなければ」に改め、第7章中同条を第34条とする。

第29条を次のように改める。

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第29条 環境省関係浄化槽法施行規則第10条第1項に規定する申請書は、浄化槽清掃業許可申請書(第30号様式)とする。

第29条を第33条とする。

第28条第1項中「第24号様式」を「第29号様式」に、「再生利用業指定書」を「再生利用業指定証」に改め、同条第2項中「再生利用業指定書」を「再生利用業指定証」に改め、第6章中同条を第32条とする。

第27条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「第23号様式」を「第28号様式」に、「再生利用業指定書」を「再生利用業指定証」に、「当該再生利用業指定書」を「当該再生利用業指定証」に改め、同条第2項中「再生利用業指定書」を「再生利用業指定証」に、「当該再生利用業指定書」を「当該再生利用業指定証」に改め、同条を第31条とする。

第26条第1項本文中「第22号様式」を「第27号様式」に改め、「の各号」を削り、同項第1号及び同条第2項中「再生利用業指定書」を「再生利用業指定証」に改め、同条を第30条とする。

第25条各号列記以外の部分中「第21号様式」を「第26号様式」に改め、同条を第29条とする。

第24条第1項中「第20号様式の2」を「第24号様式」に改め、同条第2項中「第

20号様式の3」を「第25号様式」に、「行うものとする」を「行わなければならない」に改め、第5章中同条を第28条とする。

第23条第1項中「第20号様式」を「第23号様式」に改め、同条第2項及び第3項中「一般廃棄物処理施設設置許可書」を「一般廃棄物処理施設設置許可証」に改め、同条を第27条とする。

第22条第1項中「第19号様式」を「第22号様式」に改め、同条第2項及び第3項中「一般廃棄物処理施設設置許可書」を「一般廃棄物処理施設設置許可証」に改め、同条を第26条とする。

第21条第1項中「第18号様式」を「第21号様式」に改め、同条第2項中「一般廃棄物処理施設設置許可書」を「一般廃棄物処理施設設置許可証」に改め、同条を第25条とする。

第20条第1項中「第17号様式」を「第20号様式」に改め、同条第2項中「一般廃棄物処理施設設置許可書」を「一般廃棄物処理施設設置許可証」に改め、同条を第24条とする。

第19条中「第16号様式」を「第19号様式」に改め、同条を第23条とする。

第18条第1項中「第15号様式」を「第18号様式」に改め、同条第2項及び第3項中「一般廃棄物処理施設設置許可書」を「一般廃棄物処理施設設置許可証」に改め、同条を第22条とする。

第17条第1項中「第14号様式」を「第17号様式」に改め、同条第2項及び第3項中「一般廃棄物処理施設設置許可書」を「一般廃棄物処理施設設置許可証」に改め、同条を第21条とする。

第16条中「第13号様式」を「第16号様式」に改め、同条を第20条とする。

第15条中「第12号様式」を「第15号様式」に改め、同条を第19条とする。

第14条中「第11号様式」を「第14号様式」に改め、同条を第18条とする。

第13条第1項中「をしようとする者」を削り、「第9号様式」を「第12号様式」に、「一般廃棄物処理業許可書」を「一般廃棄物処理業許可証」に、「提出しなければ」を「提出することにより行わなければ」に改め、同条第2項中「をしようとする者」を削り、「第10号様式」を「第13号様式」に、「一般廃棄物処理業許可書」を「一般廃棄物処理業許可証」に、「当該一般廃棄物処理業許可書」を「当該一般廃棄物処理業許可証」に、「提出しなければ」を「提出することにより行わなければ」に改め、同条第3項中「一般廃棄物

処理業許可書」を「一般廃棄物処理業許可証」に改め、第4章中同条を第17条とする。

第12条第1項各号列記以外の部分中「第8号様式」を「第11号様式」に改め、同項第2号及び同条第2項中「一般廃棄物処理業許可書」を「一般廃棄物処理業許可証」に改め、同条を第16条とする。

第11条各号列記以外の部分中「第7号様式」を「第10号様式」に改め、同条を第15条とする。

第10条各号列記以外の部分中「第22条第1項」を「第35条第1項」に改め、同条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 紙又は紙製品が一般廃棄物となったもののうち、再生利用をすることができるもの
第3章中第10条を第14条とする。

第9条中「第6号様式」を「第9号様式」に改め、同条を第13条とする。

第8条中「第19条第2項」を「第32条第2項」に改め、同条を第12条とする。

第7条を第11条とする。

第6条の2中「第13条の2第1項」を「第26条第1項」に改め、同条を第9条とし、第2章中同条の次に次の1条を加える。

(特定食品関連事業者の減量計画の作成及び提出)

第10条 条例第26条第2項に規定する事業系廃棄物の減量に関する計画の作成及び提出は、毎年6月30日までに、特定食品関連事業者減量計画書（第8号様式）により、その年の4月1日から翌年の3月31日までの期間について行わなければならない。

2 前項の提出は、条例第26条第1項に規定する店舗等の名称及び所在地を記載した一覧表を添えて行わなければならない。

第6条第1項中「第12条の2第1項」を「第24条第1項」に改め、「関する計画」の右に「の作成及び提出並びに条例第25条第3項の規定による届出」を加え、「第5号様式」を「第7号様式」に改め、「に必要な事項を記載すること」を削り、「作成するものとする」を「行わなければならない」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「条例第12条の2第1項及び第13条第3項の規定による」を「前項の提出又は」に改め、「事業用大規模建築物新築等減量計画書兼事業系廃棄物保管場所設置届に」を削り、「市長に提出することにより行うものとする」を「行わなければならない」に改め、同項第2号中「第13条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第5条中「第12条の2第1項」を「第24条第1項」に改め、同条を第7条とする。

第4条の次に次の2条を加える。

(事業用大規模建築物の所有者の減量計画の作成及び提出)

第5条 条例第21条第1項に規定する事業用大規模建築物減量計画の作成及び提出は、毎年5月31日までに、事業用大規模建築物減量計画書(第4号様式)により、その年の4月1日から翌年の3月31日までの期間について行わなければならない。

2 前項の提出は、廃棄物の種類ごとの発生量、処理の方法等の明細及び従業員の人数その他の事業の状況に関する事項を記載した書類を添えて行わなければならない。

(廃棄物管理責任者の選任及び届出)

第6条 条例第22条第1項の規定による選任は、事業用大規模建築物(条例第20条に規定する事業用大規模建築物をいう。以下同じ。)の所有者が、当該事業用大規模建築物の全部又は一部が事業の用に供された日から30日以内に、当該事業用大規模建築物の管理について責任を有する者のうちから行わなければならない。

2 条例第22条第1項の規定による届出は、同項の規定による選任の日から10日以内に、廃棄物管理責任者選任届(第5号様式)により行わなければならない。

3 条例第22条第2項の規定による届出は、廃棄物管理責任者の変更後速やかに、廃棄物管理責任者変更届(第6号様式)により行わなければならない。

第2号様式を削る。

第29号様式中、「第41条関係」を「第45条関係」に、「第38条第1項」を「第57条第1項」に改め、同様式を第35号様式とする。

第28号様式中「第39条関係」を「第43条関係」に改め、同様式注以外の部分中「許可書等再交付申請書」を「許可証等再交付申請書」に、「第39条第1項」を「第43条第1項」に、「一般廃棄物処理業許可書」を「一般廃棄物処理業許可証」に、「一般廃棄物処理施設設置許可書」を「一般廃棄物処理施設設置許可証」に、「再生利用業指定書」を「再生利用業指定証」に、「浄化槽清掃業許可書」を「浄化槽清掃業許可証」に改め、同様式を第33号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第34号様式(第45条関係)

第 号	
身分証明書	
所 属	
職 名	
氏 名	
	年 月 日生
上記の者は、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第40条第1項の規定により廃棄物に関する調査又は質問を行う職員であることを証明します。	
	年 月 日
	京都市長 印

第27号様式中「第30条関係」を「第34条関係」に改め、同様式を第32号様式とする。

第26号様式中「第30条関係」を「第34条関係」に改め、同様式を第31号様式とする。

第25号様式中「第29条関係」を「第33条関係」に改め、同様式を第30号様式とする。

第24号様式中「第28条関係」を「第32条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第28条第1項」を「第32条第1項」に改め、同様式を第29号様式とする。

第23号様式中「第27条関係」を「第31条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第27条第1項」を「第31条第1項」に改め、同様式を第28号様式とする。

第22号様式中「第26条関係」を「第30条関係」に、「第26条第1項」を「第30条第1項」に改め、同様式を第27号様式とする。

第21号様式中「第25条関係」を「第29条関係」に改め、同様式を第26号様式とする。

第20号様式の3中「第24条関係」を「第28条関係」に改め、同様式を第25号様式とする。

第20号様式の2中「第24条関係」を「第28条関係」に改め、同様式注3中「除きます」を「除く」に改め、同注4中「いいます」を「いう」に改め、同様式を第24号様式とする。

第20号様式中「第23条関係」を「第27条関係」に改め、同様式を第23号様式とする。

第19号様式中「第22条関係」を「第26条関係」に改め、同様式を第22号様式とする。

第18号様式中「第21条関係」を「第25条関係」に改め、同様式を第21号様式とする。

第17号様式中「第20条関係」を「第24条関係」に改め、同様式注1中「といひます」を「という」に改め、同様式を第20号様式とする。

第16号様式中「第19条関係」を「第23条関係」に改め、同様式を第19号様式とする。

第15号様式中「第18条関係」を「第22条関係」に改め、同様式を第18号様式とする。

第14号様式中「第17条関係」を「第21条関係」に改め、同様式を第17号様式とする。

第13号様式中「第16条関係」を「第20条関係」に改め、同様式を第16号様式とする。

第12号様式中「第15条関係」を「第19条関係」に改め、同様式を第15号様式とする。

第11号様式中「第14条関係」を「第18条関係」に改め、同様式を第14号様式とする。

第10号様式中「第13条関係」を「第17条関係」に改め、同様式を第13号様式とする。

第9号様式中「第13条関係」を「第17条関係」に改め、同様式を第12号様式とする。

第8号様式中「第12条関係」を「第16条関係」に改め、同様式を第11号様式とする。

る。

第7号様式中「第11条関係」を「第15条関係」に改め、同様式を第10号様式とする。

第6号様式中「第9条関係」を「第13条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第9条の」を「第13条の」に改め、同様式を第9号様式とする。

第5号様式の2中「第6条の3関係」を「第10条関係」に改め、同様式（表面）中「届出者」を「提出者」に、「第13条の2第2項」を「第26条第2項」に、「届け出ます」を「提出します」に、

「

紙	新聞紙						
	段ボール						
	コピー用紙						
	雑紙						
	秘密書類						
	その他の紙						
木	竹						
飲料容器	缶						
	瓶						
	ペットボトル						
発泡スチロール							

を

」

再生利用をすることができる紙又は紙製品	新聞紙						
	雑誌						
	段ボール						
	O A 用紙						
	秘密書類						
	シュレッダー紙						
	上記以外の雑がみ						
飲料容器	缶						
	ガラスびん						
	ペットボトル						
プラスチック類	発泡スチロール						
	その他						
燃やすごみ							
木	竹						

に改

め、同様式（裏面）中「発生抑制」の右に「及び再使用」を加え、同様式注2を同注5とし、同注1の次に次のように加える。

- 2 「シュレッダー紙」とは、裁断機等の装置により細断した紙をいいます。
- 3 「雑がみ」とは、包装紙、紙箱、ビラ、パンフレットその他の再生利用をすることができる紙又は紙製品のうち、新聞紙及び段ボール以外のものをいいます。
- 4 「燃やすごみ」とは、事業活動に伴って生じる一般廃棄物（紙又は紙製品が一般廃棄物となったもののうち、再生利用をすることができるものを除く。）のうち、再生利用をすることが不可能又は困難であるため本市の一般廃棄物処理施設へ受け入れるものをいいます。

第5号様式の2を第8号様式とする。

第5号様式中「第6条関係」を「第8条関係」に、同様式（表面）中「届出者」を「提出者」に、「第12条の2第1項」を「第24条第1項」に、「第13条第3項」を「第25条第3項」に、「届け出ます」を「提出します」に改め、「ことができる」を削り、「することができない」を「しない」に改め、同様式（裏面）中

	トン

を

厨 芥 類 (生ごみ)	トン
廃食用油	
紙又は紙製品	
缶	
ガラスびん	
ペットボトル	
プラスチック類	
燃やすごみ	

に改め、「の再生利用」

を「の発生抑制等」に、「発生の抑制」を「発生抑制及び再使用」に改め、同様式注に次のように加える。

3 「燃やすごみ」とは、事業活動に伴って生じる一般廃棄物（紙又は紙製品が一般廃棄物となったもののうち、再生利用をすることができるものを除く。）のうち、再生利用をすることが不可能又は困難であるため本市の一般廃棄物処理施設へ受け入れるものをいいます。

4 「廃棄物の発生抑制等」とは、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用をいいます。

第5号様式を第7号様式とする。

第4号様式中「第4条関係」を「第6条関係」に、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第4条第2項」を「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条第2項」に改め、同様式を第6号様式とする。

第3号様式中「第4条関係」を「第6条関係」に、「第11条」を「第22条第1項」に改め、同様式を第5号様式とする。

第1号様式中「第3条関係」を「第5条関係」に改め、同様式（表面）中「第10条第1項」を「第21条第1項」に、「届け出ます」を「提出します」に改め、「ことができる」を削り、「することができない」を「しない」に改め、同様式（裏面）中「発生の抑制の取

組及び再生利用」を「廃棄物の発生抑制等」に、

「 発生 の抑 制の 取組 」	を	「 発生 抑制 及 び再 使用 の 取組 」
--------------------------------	---	--

に改め、同様式注を同注1とし、同注に次のように加える。

- 2 「廃棄物の発生抑制等」とは、廃棄物の発生の抑制，再使用及び再生利用をいいます。

第1号様式を第4号様式とし、同様式の前に次の3様式を加える。

第1号様式（第2条関係）

共同住宅等分別周知等届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所(法人にあっては, 主たる事務所の所在地)	届出者の氏名(法人にあっては, 名称及び代表者名) 電話 -

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第16条第2項の規定により届け出ます。			
届出者の区分		<input type="checkbox"/> 管理会社 <input type="checkbox"/> 管理組合 <input type="checkbox"/> 共同住宅等の所有者 <input type="checkbox"/> その他 ()	
届出の理由		<input type="checkbox"/> 共同住宅等の新築 <input type="checkbox"/> 既存の共同住宅等の新規の管理等	
共同住宅等	名称		
	所在地	戸数	戸
上記届出者以外の連絡先	氏名		
	住所	電話 -	
家庭ごみの収集方法等	種類	収集方法	
	燃やすごみの資源	缶	<input type="checkbox"/> 業者収集 業者名 収集回数 回/週 <input type="checkbox"/> 市収集
			<input type="checkbox"/> 業者収集 業者名 収集回数 回/週 <input type="checkbox"/> 市収集
		ガラスびん	<input type="checkbox"/> 業者収集 業者名 収集回数 回/週 <input type="checkbox"/> 市収集
			<input type="checkbox"/> 業者収集 業者名 収集回数 回/週 <input type="checkbox"/> 市収集
		ペットボトル	<input type="checkbox"/> 業者収集 業者名 収集回数 回/週 <input type="checkbox"/> 市収集
			<input type="checkbox"/> 業者収集 業者名 収集回数 回/週・月 <input type="checkbox"/> 市収集
		プラスチック製の容器包装	<input type="checkbox"/> 業者収集 業者名 収集回数 回/週・月 <input type="checkbox"/> 市収集
			<input type="checkbox"/> 業者収集 業者名 収集回数 回/週・月 () <input type="checkbox"/> その他
	古紙類	<input type="checkbox"/> 業者収集 業者名 収集回数 回/週・月 <input type="checkbox"/> 市収集	
<input type="checkbox"/> 業者収集 業者名 収集回数 回/週・月 <input type="checkbox"/> 市収集			
小型金属類及びスプレー缶			
家庭ごみの排出の方法等に関する入居者への周知方法	<input type="checkbox"/> 掲示板等への掲載 <input type="checkbox"/> 書面の配布 <input type="checkbox"/> ごみ置場における表示 <input type="checkbox"/> その他 ()		
入居開始日	年 月 日		

注1 該当する□には, レ印を記入してください。

2 「共同住宅等」とは, 一戸建ての住宅以外の住宅(長屋を除く。)をいいます。

3 「管理会社」とは, 業として共同住宅等を管理する会社(会社法第2条第1号に規定する

会社をいう。)をいいます。

- 4 「管理組合」とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第3号に規定する管理組合をいいます。
- 5 「共同住宅等の所有者」とは、所有する共同住宅等を自ら管理する者をいいます。
- 6 上記届出者以外の連絡先の欄は、主たる事務所以外の支店、営業所等において共同住宅等の管理業務を行う場合等に記入してください。
- 7 「家庭ごみ」とは、一般廃棄物のうち、事業活動に伴って生じるもの以外のものをいいます。
- 8 「燃やすごみ」とは、家庭ごみのうち、資源ごみ及び家具、寝具、電気器具等の大型のもの以外のものをいいます。
- 9 「資源ごみ」とは、紙又は紙製品、缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製の容器及び包装、小型金属類、スプレー缶等が廃棄物となったもののうち、再生利用をすることができるものをいいます。
- 10 「古紙類」とは、新聞紙、段ボールその他の紙又は紙製品が廃棄物となったもののうち、再生利用をすることができるものをいいます。
- 11 「小型金属類」とは、鍋、やかん等の最も長い部分がおおむね30センチメートル以下の金属製の物をいいます。
- 12 「スプレー缶」とは、小型の金属製の噴霧器をいいます。
- 13 「業者収集」とは、各種の家庭ごみの収集を一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する場合をいいます。
- 14 「市収集」とは、各種の家庭ごみの収集を本市が実施する場合をいいます。
- 15 入居開始日の欄は、届出の理由が共同住宅等の新築の場合にのみ記入してください。
- 16 この届出書には、家庭ごみの排出の方法等に関し、入居者に対して周知しようとする内容を明らかにする図書として、掲示し、又は配布するものの写しを添付してください。

第2号様式（第2条関係）

共同住宅等分別周知等変更届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	届出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 電話 -

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第16条第3項の規定により届け出ます。		
共同住宅等	名 称	
	所 在 地	
上記届出者以外の連絡先	氏 名	
	住 所	電話 -
変 更 の 年 月 日		
変更の内容	変 更 前	
	変 更 後	

注1 「共同住宅等」とは、一戸建ての住宅以外の住宅（長屋を除く。）をいいます。

2 「上記届出者以外の連絡先」の欄は、主たる事務所以外の支店、営業所等において共同住宅等の管理業務を行う場合等に記入してください。

第3号様式（第3条関係）

1 物品小売業者用

報告書兼計画書（物品小売業者）

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
提出者の住所(法人にあつては, 主たる事務所の所在地)	提出者の氏名(法人にあつては, 名称及び代表者名) 電話 — 担当者の氏名 電話 —

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第17条第1項の規定により提出します。		
年 度	年 度	
提 出 の 区 分	<input type="checkbox"/> 全ての店舗等の床面積の合計が提出の要件を満たす場合 <input type="checkbox"/> 1の店舗等における床面積が提出の要件を満たす場合	
名称, 屋号又は商号		
店 舗 等 の 数		
床 面 積 の 合 計	平方メートル	
店 舗 等	名 称	所 在 地
取 組 項 目	実 施 状 況	
	前 年 度 の 実 績	今 年 度 の 計 画
1	購入者に対し, 廃棄物の発生抑制等に配慮した販売方法の優先的な利用を促すために必要な事項を周知する取組	
2	購入者に対し, 再生利用をすることができる廃棄物を分別して排出するよう促すために必要な事項を周知する取組	

3	<p>購入者に対し、レジ袋の要否及び必要最小限の枚数（レジ袋を必要とする場合に限る。）を確認する取組</p>		
4	<p>廃棄物の発生抑制等に配慮した製品を優先的に販売し、及び廃棄物の発生抑制等に配慮した販売方法を実施するよう努める取組</p>		
5	<p>レジ袋を無償により譲渡することを抑制するための措置及び購入者に対しレジ袋の使用の抑制を図るための工夫を促すために必要な事項を周知するよう努める取組</p>		
6	<p>再生利用をすることができる廃棄物を回収するために必要な体制を整備し、及びその回収方法を購入者に周知するよう努める取組</p>		
7	<p>食品廃棄物等の発生を抑制するための工夫をするよう努める取組</p>		
8	<p>自ら持参した容器に飲料を入れて受け取ることでできる販売方法を実施し、及び容器の持参を促すために必要な事項を周知するよう努める取組</p>		

9	使い捨ての食器の譲渡 又は使用を抑制するよ う努める取組		
10	上記以外の廃棄物の減 量の取組		
	レジ袋の譲渡を辞退した購 入者の割合	パーセント	

注1 「店舗等」とは、本市の区域内に存する店舗その他の事業の用に供する建築物をいいます。

2 床面積の合計の欄は、全ての店舗等の床面積の合計が提出の要件を満たす場合は当該全ての店舗等の延床面積を合計した面積を、1の店舗等における床面積が提出の要件を満たす場合はその延床面積を記入してください。

3 「購入者」とは、物品を購入し、又は購入しようとする者をいいます。

4 「廃棄物の発生抑制等」とは、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用をいいます。

5 「レジ袋」とは、購入者が購入した物品を運搬するために譲渡されるプラスチック製の手提げ袋をいいます。

6 「食品廃棄物等」とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第2項に規定する食品廃棄物等をいいます。

2 飲食店業者用

報告書兼計画書（飲食店業者）

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
提出者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 電話 — 担当者の氏名 電話 —

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第17条第1項の規定により提出します。			
年 度	年 度		
提 出 の 区 分	<input type="checkbox"/> 全ての店舗等の床面積の合計が提出の要件を満たす場合 <input type="checkbox"/> 1の店舗等における床面積が提出の要件を満たす場合		
名称, 屋号又は商号			
店 舗 等 の 数			
床 面 積 の 合 計	平方メートル		
店 舗 等	名 称	所 在 地	
取 組 項 目		実 施 状 況	
		前 年 度 の 実 績	今 年 度 の 計 画
1	食事として提供された食品をできる限り消費することを飲食店の利用者に対して促すために必要な事項を周知する取組		
2	飲食店の利用者から食事の一部を持ち帰ることを希望する旨の申出があったときに, 衛生管理上支障がない限りこれを認めるよう努める取組		

3	食品廃棄物等の発生を抑制するための工夫をするよう努める取組		
4	自ら持参した容器に飲料を入れて受け取ることのできる販売方法を実施し、及び容器の持参を促すために必要な事項を周知するよう努める取組		
5	使い捨ての食器の譲渡又は使用を抑制するよう努める取組		
6	上記以外の廃棄物の減量の取組		

- 注1 「店舗等」とは、本市の区域内に存する店舗その他の事業の用に供する建築物をいいます。
- 2 床面積の合計の欄は、全ての店舗等の床面積の合計が提出の要件を満たす場合は当該全ての店舗等の延床面積を合計した面積を、1の店舗等における床面積が提出の要件を満たす場合はその延床面積を記入してください。
- 3 「食品」とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第1項に規定する食品をいいます。
- 4 「食品廃棄物等」とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第2項に規定する食品廃棄物等をいいます。
- 5 「使い捨ての食器」には、飲食に際して使用する物品を含みます。

3 旅館業者等用

報告書兼計画書（旅館業者等）

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
提出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 — 担当者の氏名 電話 —

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第17条第1項の規定により提出します。			
年 度	年 度		
提 出 の 区 分	<input type="checkbox"/> 全ての店舗等の床面積の合計が提出の要件を満たす場合 <input type="checkbox"/> 1の店舗等における床面積が提出の要件を満たす場合		
名称, 屋号又は商号			
店 舗 等 の 数			
床 面 積 の 合 計	平方メートル		
店 舗 等	名 称	所 在 地	
取 組 項 目		実 施 状 況	
		前 年 度 の 実 績	今 年 度 の 計 画
1	滞在者に対する使い捨ての日用品の提供又は販売を抑制するよう努める取組		
2	滞在者が廃棄物を分別して排出するために必要な環境を整備する取組又は滞在者に対し本市における分別に関する取組について理解を得るために必要な事項を周知する取組		

3	上記以外の廃棄物の減量の取組		

注1 「店舗等」とは、本市の区域内に存する店舗その他の事業の用に供する建築物をいいます。

2 床面積の合計の欄は、全ての店舗等の床面積の合計が提出の要件を満たす場合は当該全ての店舗等の延床面積を合計した面積を、1の店舗等における床面積が提出の要件を満たす場合はその延床面積を記入してください。

4 大学用

報告書兼計画書（大学）

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
提出者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)
	電話 —
	担当者の氏名
	電話 —

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第17条第1項の規定により提出します。			
年 度	年 度		
キャンパスの数			
キャンパス	名 称	所 在 地	
取 組 項 目		実 施 状 況	
		前 年 度 の 実 績	今 年 度 の 計 画
1	学生に対し、本市における廃棄物の発生抑制等に関する取組について周知し、及び当該取組が適切に実施されるために必要な啓発を行う取組		
2	構内において、学生が再生利用をすることができる廃棄物を分別して排出するために必要な環境を整備するよう努める取組		
3	上記以外の廃棄物の減量の取組		

注1 「キャンパス」とは、校舎その他の施設が集中して立地する一団の土地をいいます。

2 キャンパスの数の欄は、キャンパスが本市の区域内に複数ある場合にのみ記入してください。

3 「廃棄物の発生抑制等」とは、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用をいいます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第2項の規定により、平成28年6月30日までに作成及び提出を行わなければならない報告書については、同項中「前年の4月1日」とあるのは「前年の10月1日」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 3 この規則の施行の日から平成28年3月31日までの間における改正後の規則第14条第11号の規定の適用については、同号中「紙又は紙製品」とあるのは、「紙又は紙製品（事業活動に伴い排出される新聞紙、雑誌及び段ボールに限る。）」とする。
- 4 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)